

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 職員による信頼失墜行為等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

職員による風説の流布と信頼失墜行為

2 質問の要旨

一職員が鎌倉市政の方針について、権限もないのに、公の場であたかもそれを事実のように発言することで、鎌倉市民やメディア、我々議員に対して市政について誤解を与え、ひいては、それが松尾市長の考えかのように虚偽情報が流れることは、鎌倉市に対して、市民の皆様からの信頼が損なわれる可能性はないか。明快かつ誠実な答弁を求める。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 2 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討する為、至急回答されたい。)